

業務及び財産の状況に関する説明書類

第47期 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

令和3年5月31日作成

監査法人名 新宿監査法人

所在地 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号
小田急第一生命ビル

代表者 公認会計士 田中 信行

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

目的：財務書類の監査または証明の業務

財務書類の調製、財務に関する調査もしくは立案又は財務に関する相談の業務

沿革：昭和27年 公認会計士田中嘉夫事務所として創業

昭和49年 同事務所監査部を発展的に解消し新宿監査法人を設立

平成9年 香港事務所開設

以後、今日に至る。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概況

当監査法人は、金融商品取引法及び会社法等の規定に基づく監査証明業務を主たる業務としている。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし

(3) 監査証明業務の状況

令和3年3月31日現在

種 別	被 監 査 会 社 等 の 数	
	総 数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	7 社	7 社
② 金商法監査	0	0
② 会社法監査	1	0
④ 学校法人監査	2	0
⑤ 労働組合監査	3	0
⑥ その他の法定監査	0	0
⑦ その他の任意監査	6	0
計	19	7

(4) 非監査証明業務の状況

令和3年3月31日現在

区分	対象会社等数	対前年度増減
大会社等	3 社	1 社

その他の会社等	0	0
---------	---	---

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

経営の基本方針

当監査法人は、経営理念として「公正な経済社会の確立、発展に寄与することを目的とし、①職業的専門家として社会の規範を重んじ、②常に業務水準の向上に努め、③社会、クライアントの期待に応える」ことを掲げ、この実践を経営の基本方針としている。

経営管理に関する措置

当監査法人の倫理規程第8条第3項には、「過度の商業主義を排除することによって当法人の品位を守らなければならない。」と規定しているほか、他の諸条項においても、経営方針の管理に係る事項を規定するとともに、監査契約の締結、業務の遂行などに係る承認や報告等を社員会で行うことで、経営の基本方針に照らした検証を行っている。

法令遵守に関する措置

当監査法人では、前記の倫理規程のほか、監査の品質管理規程、インサイダー取引防止規程、セキュリティ・ポリシーを定め、監査法人及び監査従事者を含む全職員に対して独立性の保持、不正取引の防止、守秘義務の保持などを、研修会を開催して周知徹底を図っているほか、最高経営責任者が機会あるごとに啓蒙をしている。また、社員を含む当監査法人の全構成員から、法令遵守に係る確約書等を毎年定期的に徴求している。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

①独立性の保持

方針：当監査法人の監査の品質管理規程（以下「当監査法人の品質管理規程」という。）第9条において、当監査法人及び専門要員が独立性の規定を遵守することを合理的に確保するための方針と手続を定めている。

なお、担当者の長期的関与によるローテーションや就職制限などの職業倫理は、倫理規程に定めている。

措置：当監査法人の品質管理のシステムの整備及び運用を実際に執行する責任者（以下「品質管理担当責任者」という。）は、社員会で決定した社員が務めている。

品質管理担当責任者は、当監査法人及び専門要員等（審査担当者及び事務職員を含む。）に対して、毎年3月31日現在において日本公認会計士協会（以下「協会」という。）が公表している「監査人の独立性チェックリスト」により利害関係の有無を、インサイダー取引防止規程により特定有価証券等の売買及び所持の有無を、確約書等を提出させて確認するとともに、問題の有無等を社員会に報告している。また、採用者に対しては、採用時に前記の確約書等に併せて、セキュリティ・ポリシーに関する機密保持の誓約書を徴求している。

品質管理担当責任者は、独立性の保持のための方針や手続に対する違反を識別した場合は、その違反に対処する必要がある専門要員等に伝達するとともに、社員会の討議に付し、独立性に対する脅威を生じさせる行為や関係の排除、監査契約の解除等の適切な行動を決定することとしている。

監査業務の主要な担当社員等の長期的関与によるローテーションは、継続監査期間7年、インターバル期間は役割に応じて2年から5年の協会のルールを準用している。

また、退職後の就職制限は公認会計士法に定める期間とし、法令遵守の誓約書を退職時に徴求している。

② 契約の新規の締結及び更新

方針：当監査法人の品質管理規程第5章（第12条から第16条）において、業務の質を合理的に確保するために、契約の新規の締結及び更新のための方針と手続を定めている。

なお、手続は新規の締結及び更新の決定前に行うこととしている。

措置：契約の新規の締結を行う場合は、関与先の誠実性、当監査法人の規模及び組織や当該業務に適した能力と経験を有する専門要員の確保の状況を検討しているほか、潜在的な利益相反関係の有無等を検討している。

契約の更新を行う場合は、当年度又は過年度における業務の実施中に生じた重要な事項と、それらが契約の更新の判断に与える影響を検討している。

監査契約の新規の締結及び更新を行う場合は、社員会の承認を得ることとしている。

③ 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

方針：当監査法人の品質管理規程第6章（第17条から第22条）において、適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた専門要員を十分確保するために、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針と手続を定めている。

なお、社員の報酬決定については、代表社員が協議の上決定する。

措置：専門要員を採用する場合は、採用予定者から履歴書を入手して、代表社員が面接を行い、監査に関する必要な知識があり、かつ、品質管理を遵守し、監査業務を積極的に行う意欲のある者を採用する。

採用後は、職業的専門家としての教育研修（協会及び当監査法人が主催する研修会）に積極的に参加をさせるとともに、より経験を積んだ専門要員などによる指導により実務経験を積みさせている。

当監査法人は、専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む。）を遵守することを正当に評価するために、監査業務の実施や職業的専門家としての能力の向上に関して助言相談を行い、昇進を検討する場合には実施した監査業務の品質や職業倫理（独立性を含む。）の遵守の程度を考慮している。

専門要員の選任は、監査業務の理解の程度、実務経験、職業的専門家としての基準及び法令等に対する理解度並びに判断能力を考慮している。また、監査責任者の選任は、その職責を果たす適切な能力、適性、経験、独立性等を加味している。

④ 業務の実施

方針：当監査法人の品質管理規程第7章（第23条から第29条）において、監査業務の品質を合理的に確保するために、協会から公表された監査基準委員会報告書等に準拠し、研究報告を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続並びに監査マニュアルとして定めている。

なお、当該方針及び手続等には、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法を含めている。

措置：当監査法人は、監査実施前に監査チーム会議を開き、また、適宜、監査業務の実施過程において、監査責任者が監査チームメンバーに対して、監査先に係る監査リスクに関連する事項や潜在的な問題点等を分掌指示書等により周知している。

監査責任者又は監査先の現場責任者は、監査業務の進捗状況をミーティングや監査調書の査閲等により把握し、個々のメンバーの適性、能力及び経験を考慮して適宜指導を行ない、特に経験の浅いメンバーに対しては、監査手続の目的

が達成されるように指導に努めている。

当監査法人は、判断に困難が伴う重要な事項及び監査責任者と審査担当者との見解が相違した場合などには、専門的な見解を問合せている。

当監査法人は、審査を行う機構（コンカリング・レビュー・パートナー方式）を設け、監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係る審査を行うことを審査規程として定めている。審査は、全社員で構成する審査会の承認を得た審査計画、審査方針、審査基準に基づき、監査責任者との討議、財務諸表及びその監査報告書の検討並びに監査調書の検討により行われている。

なお、監査責任者と審査担当者との見解が相違した場合は、審査会の衆議に付し、その結論が出されるまでは監査報告書等は発行しない方針である。

⑤ 品質管理のシステムの監視

方針：当監査法人の品質管理規程第10章（第34条から第42条）において、品質管理のシステムに関する方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するための方針及び手続を定めている。

措置：当監査法人の品質管理のシステムの監視は、日常的監視と定期的検証に分けられており、品質管理担当責任者は所定の様式により実施されたその結果を監査責任者及び社員会に伝達している。

日常的監視は、監査業務等の実施に際して必要な、新たな職業的専門家としての基準及び法令等の公表が、当監査法人の品質管理のシステムに反映されているかなどを確認することを目的としている。

定期的検証は、品質管理担当責任者が選任した検証者が、協会の公表した「監査業務の定期的な検証チェックリスト」により、監査従事者から徴求した独立性の確認書等の点検や監査調書等の査閲及び検証の対象である被監査会社の監査を担当した監査責任者への質問等を行うこととしている。

なお、令和2年に行った被監査会社1社に対する定期的検証の結果は、金融商品取引法等関係諸法令が遵守されていること、協会の諸規則等が適用されていること、当監査法人の定める品質管理規程が適切に整備され有効に適用されていること、から監査事務所の運営や監査業務（審査を含む）が適正に行われていることを確認した。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

監査チームの選任にあたり、当該被監査会社の監査責任者であった社員は、インターバル期間においては除くこととしている。

また、監査業務の実施に際して専門家を使用人として利用する場合は、当該被監査会社との間の独立性の確保を確認している。

なお、当監査法人は特定社員制度は採用していない。

(4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

令和2年11月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

当監査法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う社員会の代表者である最高経営責任者（代表社員田中信行）は、令和2年12月25日開催の社員会において、令和元年度の当監査法人の品質管理システムを検証した結果、業務の品質の管理の方針の策定

及びその実施に関する措置は適正であることを報告した。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称

該当事項なし

(2) 提携を開始した年月

該当事項なし

(3) 提携上の提携の内容

該当事項なし

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項なし

(2) 提携を開始した年月

該当事項なし

(3) 業務上の提携の内容

該当事項なし

(4) ネットワーク及びその取り決めの概要

該当事項なし

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
6 人	一人	6 人

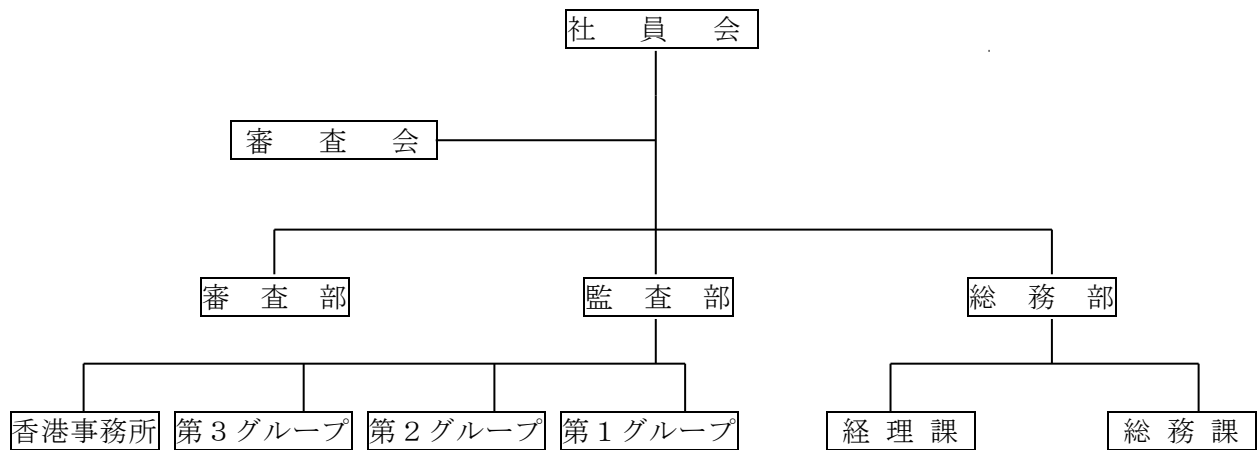
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
—		人	人	人

三. 事務所の概況

名 称	所 在 地	当該事務所に勤務する者の数				公認会計士 である使用 人の数
		社 員			計	
		公認会計士	特定社員	計		
(主) 新宿監査法人	東京都新宿区西新宿 2丁目7番1号 小田急第一生命ビル	6 人	一 人	6 人	14 人	
(従) —						

四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

	令和2年度 令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	第31年度 平成31年4月1日～ 令和2年3月31日
売上高		
監査証明業務	247百万円	224百万円
非監査証明業務	7百万円	8百万円
合計	254百万円	232百万円

2. 直近の二会計年度の計算書類

該当事項なし

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

該当事項なし

4. 供託金の額

(単位：円)

公認会計士法施行令第25条に規定する 供託金の額	—
供託所へ供託した供託金の額（金銭及び 有価証券の額）	—
保証委託契約の契約金額	—
有限責任監査法人責任保険契約のてん 補限度額（1事故/期間中）	-/-

5. 供託金の全額又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

契約の相手方	保険の種類	契約年月日	保険金の額（てん補限度額） （1事故/期間中）
—	—	—	—

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

株ミツバ

日本シイエムケイ株

株両毛システムズ

株タツミ

株エヌアイデイ

株新潟放送

レカム株